

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ（第2回）

令和5年2月21日

【宋戸主査】 それでは、本日、皆様、お忙しい中、朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻でございますので、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第2回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宋戸主査、ありがとうございます。

総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。

ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内申し上げます。

まず、本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言できない設定としておりますので、設定を変更なさらないようお願いいたします。

次に、構成員の皆様、また御発表者の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにし、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

御発言の際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。終わりましたら、いずれもオフにお戻しくください。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で随時事務局や主査宛てに御連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、本体資料として資料1～4と、参考資料として参考資料1と2を用意いたしております。

注意事項は以上でございます。

それでは、これ以降の議事進行を宍戸主査にお願いしたいと存じます。

宍戸主査、よろしくお願ひいたします。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。

それでは、本日の進め方についてでございます。本日は、まず前回会合後に実施させていただきました意見募集の結果を踏まえまして、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ検討アジェンダ（案）について御議論いただき、本ワーキンググループの検討アジェンダを決定させていただきたいと考えております。

その上で、関係者からのヒアリングを実施させていただきたいと思ひます。

まず、検討アジェンダについて御報告をさしあげます。前回会合で御議論いただきました意見募集案につきましては、構成員の皆様からの御議論を踏まえて必要な修正を行った上で、昨年12月28日から本年1月26日までの間、意見募集を実施いたしました。年末年始を挟んだわけでございますけれども、御紹介がありますとおり非常に大変多くの多様な御意見をいただいたところでございます。事務局においてこの意見募集の結果を整理していただきましたので、御説明をお願いしたいと思ひます。また、その上で、意見募集の結果を受けまして、同じく事務局において意見募集（案）をベースに検討アジェンダ（案）を作成していただきましたので、それも併せて御説明をお願いしたいと思ひます。

それでは、事務局、よろしくお願ひいたします。

**【池田消費者行政第二課課長補佐】** 宍戸主査、ありがとうございます。

では、資料1と資料2につきまして、事務局より説明申し上げます。

ただいま宍戸主査からもお話がございましたように、意見募集につきましては昨年12月28日から本年1月26日までに実施いたしました。多様な方から御意見を提出していただいております。プラットフォーム事業者の皆様、あるいはプラットフォーム事業者関係の事業者団体の皆様、報道関係の事業者団体、表現・創作活動に関わる団体、自治体、また多くの個人の方からの御意見をいただいております。

資料1につきましては、寄せていただきました御意見につきまして、資料2にしております検討アジェンダの項目に沿って整理し、要旨を記載しております。また、御提出のありました全ての意見につきましては、参考資料1に同じように項目ごとに分けた上で列記しております。列記に当たりまして所要の処理を施しているところもございまして、全ての御意見をこちらに記載しております。

本意見募集で寄せられた御意見を踏まえまして、検討アジェンダ（案）を資料2として事務局において作成しておりまして、要旨の説明の後にこちらの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、寄せられた御意見の主なものについて、かいつまんで御説明を申し上げたいと思います。資料1でございます。御意見につきましては、大きく透明性・アカウントビリティの確保の在り方に関する部分と、プラットフォーム事業者に求められるより積極的な役割に関する項目の部分で分けて列記しています。

まず、透明性・アカウントビリティの確保方策の在り方についてですが、事業者のコンテンツモデレーションに関する透明性の確保について、こちらの方向性については御賛同の御意見というのが多くありました。これにより、ユーザーの利益の保護や予見可能性、取組の実効性の確保が図られるといった御意見を寄せていただいています。

また、透明性・アカウントビリティの確保が求められる各項目についての御意見ですが、例えば2-2、運用方針に関しての公表におきましては、ユーザーの予見性を高めることなどの観点から必要であるといった御意見を寄せていただいています。

コンテンツモデレーションの運用結果の部分につきましても、同様にユーザーの予見可能性を高める観点から、また統計的な分析や今後の被害拡大防止という観点から重要であるといった御意見を寄せていただいているところです。

コンテンツモデレーションの実施等に関する評価についてですが、この点につきましても、表現の自由の観点から問題のある場合を除いて、一定の関与を行う公的機関を設けることなどをすべきではないといった御意見がございました。

続いて、その他の求められる項目といたしまして、事業者における運用体制等に関しての箇所がございました。この点についても、コンテンツモデレーションに関する人的体制について、その適正性を判断する観点から公表すべきといった御意見を寄せていただいています。

また、これらの整備状況について、日本のユーザーに関する投稿に関するものとするこの部分につきましては、グローバルにコンテンツモデレーションの体制を構築している観点から、日本のみのものについて情報を開示することについて賛同しないといった御意見を寄せていただいています。

その他の項目として、手続の申請等の窓口につきまして、ユーザーがアクセスしやすくするという観点から賛成といった御意見や、海外プラットフォーム事業者においては、日

本語による窓口を設けるべきといった御意見を寄せていただいています。

そのほか、プラットフォーム事業者が措置を実施するか否かに関する必要な期間をあらかじめ定めることにつきましては、要すべき標準的な期間をあらかじめ明らかにすることは有用といった御意見と、一方で、法的な対応期限を導入することについては、慎重な評価を行うインセンティブを失わせるといった御指摘があったところです。

コンテンツモデレーションに関する苦情処理に関しては、ユーザー利益の保護の観点からも必要であろうといった御意見がございました。

また、個別の措置に関しましては、意見募集の中で例示としては挙げておりませんが、いけれども、いわゆるシャドウバンといった措置についても、その対応について公表すべきという御意見が寄せられていました。

以上が透明性・アカウンタビリティに関して、寄せられた御意見の主なポイントでございました。

続いて、プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割に関する部分での寄せられた御意見です。原則的なポイントとして、プラットフォーム事業者の自主性を尊重すべきという御意見が寄せられているところでございます。

3-1の投稿のモニタリングに関する部分につきましては、ユーザーの表現の自由に著しい萎縮効果をもたらすことから網羅的なモニタリングの法的な義務づけには反対といった趣旨の御意見を、複数の観点から寄せていただいたところです。

また、繰り返し侵害を行うようなユーザーに対しての措置の部分につきまして、特定のアカウントやユーザーに対して法律上のモニタリングやアカウント再作成を制限することを義務づけることについては反対といった御意見が寄せられています。

続いて、3-2の削除請求権に関する部分につきましては、この明文化によって削除の迅速化や容易化といった措置が容易になろうという観点から賛成といった御意見の一方で、削除請求が乱発されるおそれがあることなどから慎重であるべきといった御意見、双方から御意見をいただいていたところでございます。

プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断の支援に関連しまして、プラットフォーム事業者について過度な義務を負わせるのではなく、当事者間で権利侵害について低コストに解決できるような手段というのを提供すべきという御意見がございました。

関連しまして、行政庁からの削除請求を受けたプラットフォーム事業者の対応の明確化につきましては、行政庁からの削除要請に応じることを義務づけることは反対という御意

見が寄せられています。

また、行政機関からの要請の対応状況について、一定事項を開示するなど透明性の確保を求める方向性について賛成するという御意見をいただいています。

3-3、削除等の判断・実施のフェーズにつきましては、プラットフォーム事業者による削除等の義務づけという観点について、プラットフォーム事業者の削除等を公法上義務づけることについては、著しい表現の自由の萎縮につながりかねないことから反対といった御意見を寄せていただいています。

その他の対象となる情報の範囲につきましては、有害情報という点につきまして、これをポリシーに基づく対応を求めるということについて方向性として賛成という御意見や、有害情報の定義が不可能であるといった御指摘をいただいていたところでございます。

行政の体制や手続に関連いたしましては、表現の自由への萎縮効果をもたらすことがないように十分に留意すべきという御意見を寄せていただいています。

また、その他の項目といたしまして、発信者情報開示請求にも関係いたしまして、DMにおける誹謗中傷等についての指摘と、それを踏まえてDM等においても発信者情報開示請求をできるようにするべきではないかという御意見を寄せていただいたところでございます。

その他、本意見募集については、個別の表現や個別のプラットフォーム事業者の運営に対する御意見、特定の表現活動に関する御意見等を寄せていただいていますけれども、詳細については参考資料で御参照いただければと思います。

このようにいただいております意見を一部踏まえまして検討アジェンダ（案）を作成いたしております。その説明に移らせていただきたいと思います。

御覧いただいております資料2、検討アジェンダ（案）につきましては、冒頭穴戸主査からも説明がありましたように、年末に実施いたしました意見募集（案）をベースに、本ワーキンググループにおける検討を進めていただく上でのアジェンダとして、事務局で案を作成したものです。

主な点について説明させていただきたいと思います。大まかなポイントといたしましては、意見募集（案）を基本的には踏襲する形となっておりますけれども、冒頭的前提事項等について整理を施すとともに、意見募集時には、全体の検討を通じて留意すべき事項について十分な留意をした上で検討を進めるべきではないかという問いかけになっていたものを、本検討アジェンダ（案）におきましては「十分に留意しつつ、検討を進める」という言い切りの形に修正を施しているところでございます。

また、一部検討事項につきましては、寄せられた御意見を踏まえまして記述の充実を図っている箇所がございます。具体的には4段落目のプラットフォーム事業者、発信者、被害者の3者の関係につきまして、より具体的にそれぞれの主体の法的責任や、誰が誰に対して何を請求することができるかといったことの観点についての記述の充実を図るとともに、内外無差別の原則に留意するということの具体化、またプラットフォームサービス以外のインターネット上の情報流通に係るサービスの例示の充実などを図っています。

それに続いて、具体的な検討事項に続くところですが、構成の点につきまして、まず、1. プラットフォーム事業者の責務という大項目を設けております。こちらの記載の事項につきましては、これまで全体を通じて留意すべき事項等に記載していたところにつきまして、御議論いただきやすくする観点から構成を変更いたしまして、まず、プラットフォーム事業者にはどういったサービス上の特徴や、またプラットフォーム事業者の特性というのはどういったものがあるかということ踏まえつつ、プラットフォーム事業者が果たすべき責務について言及を行い、これらの環境整備として透明性やアカウントビリティの確保の在り方や、プラットフォーム事業者において削除等の対応等をしやすくするためのより積極的な役割について検討するといった構成の変更を行っています。

大項目、2. 透明性・アカウントビリティの確保の在り方につきましては、基本的に意見募集において公表しておりましたアジェンダの設定というところを踏襲しているところでございます。

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割の部分につきましても、基本的には意見募集における記載を踏襲しています。

その中で、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断の支援という記載につきましては、プラットフォーム事業者の権利侵害性の有無の判断の難しさという点につきまして、そもそもその情報が真実かどうか、また権利侵害性の有無を判断することが難しいといったところについての指摘がございますので、これを踏まえて記載の変更を一部行っているところでございます。

また、これに関連いたしまして、プラットフォーム事業者において権利侵害性の有無の判断が難しい場合に、外形的な基準でもって判断するという点についてはどうかという御指摘・御意見もあったことも踏まえまして、それも併せた変更を行っているところでございます。

大きい4番につきましても、基本的に意見募集における記述を踏襲していますけれども、

一番最後の項目、発信者情報開示請求についての御指摘・御意見があったことを踏まえまして、中項目を記載しています。

大変雑駁な説明ではございましたけれども、以上の検討アジェンダにつきまして、本日、構成員の先生方に御議論いただきまして、本ワーキンググループにおける検討アジェンダとしての決定をいただければと存じます。寄せていただいております御意見等を踏まえて、今後この検討アジェンダに沿って、御意見や関係者からのヒアリングを踏まえて構成員の先生方に御議論いただくということを想定しているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【宋戸主査】** 池田さん、ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたとおり、意見募集を踏まえた検討アジェンダ（案）につきましては、本日構成員の皆様方から御意見等をいただいた上で決定をしたいと思っております。そして、検討アジェンダの各項目につきまして、今後本会合において、関係者からのヒアリングなどを通じて議論を深めていくという形で進められればと考えております。

そこで、まずは本検討アジェンダ（案）につきまして、今回の意見募集で御提出のあった意見などを踏まえて検討項目の加除あるいは書きぶりについて、構成員の皆様方から御意見あるいは御質問をいただければと思っております。御意見、御質問のある方はチャット欄で私にお知らせいただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。

一つ大きなポイントといたしましては、今投影していただいている資料2の1ページの終わりの部分からですけれども、検討に当たってプラットフォーム事業者の責務という、言わば基本的な考え方をしっかりつくっていった上で各論に落とししていくということをしている部分がございます。

それでは、まず、水谷構成員、お願いいたします。

**【水谷構成員】** 関西大学の水谷でございます。私からは、今、宋戸先生から御指摘もあつたプラットフォーム事業者の役割にも関連することかと思っておりますけれども、検討アジェンダの一番最初の冒頭、全体の検討を通じて留意すべき事項というところで1点コメントさせていただければと思っております。

冒頭にこの問題を考える上で、被害者の救済の観点と発信者の表現の自由の観点、そしてプラットフォーム事業者というこの3者関係の利益に留意するという形で書かれているわけですが、これ自体はもちろんそのとおりだと思いますが、これに加えて、より客観的で社会的な利益として、特に表現の自由というのは、よく教科書的にも自己統治と言

われますけれども民主制システムを支える側面があります。最高裁も世論形成の過程を通じて国政が決定されるというこのシステム、これが民主制システムの存立の基礎だという指摘をしていますし、このような民主的な客観的な利益というものもこのワーキンググループの総論を語る上では外せないと思っております。

その観点から見ると、プラットフォーム事業者が提供している空間は、今では我が国の民主制システムを支える空間として機能している面があるかと思えます。ソーシャルメディアでも、日本はTwitterに大きく依存している部分がありますし、多くの政治家の方々もTwitterのアカウントを持っていらっしゃいます。その政治家のアカウントに対して、ふだんマスメディアなどにアクセスする機会がない人たちも直接意見を言うことができるわけです。そういう意味で、この民主制システムを支えている言論空間を担っているという観点から、プラットフォーム事業者の役割を検討していくという点が望ましいかと思えます。

取りあえず以上です。

**【宍戸主査】** 貴重な御指摘ありがとうございます。

次に、山根構成員、お願いいたします。

**【山根構成員】** ありがとうございます。

2点質問です。まず、2ページの本文の下から6行目に申請窓口の透明化を求めることについてという言葉がありますが、窓口の透明化が指す意味が分かりづらく、中身はこれから議論、検討するということなので、細かく今ここでということではないですけども、相談の中身や個人情報の公表ではなくて、どこにどんな窓口があるか、そしてどんな申請に対してどのように対応するかということを見える化するという意味ですねという確認をしたいです。

もう一点、4ページの上から8行目に「こうした取組状況を公表することについてどう考えるか」とありますが、これはあくまでも公表することを考えるということなのでしょう。判断の客観性向上に資する様々な工夫や取組をするよう促す、そして推進させるということだけでなく、まずは公表させる、そのことによってその後の推進を図るという意味でしょうか。よろしく申し上げます。

**【宍戸主査】** 事務局、お願いいたします。

**【池田消費者行政第二課課長補佐】** まず、2ページの窓口の申請窓口の透明化というワードにつきましては、まさに山根構成員がおっしゃっていただいたように、まず窓口が



どこにどういったものがあるのかというところを公表、明示していただくということを想定して記載しています。この点につきましては、「窓口等の明示」といった言葉で書いたほうがもし分かりやすいということであれば、そのような修正を施すことが考えられると思っております。

続いて4ページの公表につきましては、まず純粹に公表いただくということについて記載していたところですが、その趣旨といたしましては、お話としてありましたように客観性を向上しつつ、プラットフォーム事業者の評価なり運用方針を改善いただく、それを推進するという手段として公表するという意図で記載しています。

【山根構成員】 分かりました。よろしく申し上げます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、上沼構成員、お願いいたします。

【上沼主査代理】 水谷先生と重なってしまうところもありますが、いただいた御意見を拝見していて追加的に発言させていただきます。

プラットフォーム事業者に関する部分ですが、先ほど水谷先生が民主的な基盤を担っているというようにおっしゃっていましたが、プラットフォームサービスが事実上の発言のプラットフォームとしての寡占状態であるという点が結構重要かなと思っていました。インターネット前はマスメディアが発言、発信のコントロールをしていたわけですが、インターネット時代になって各発言者が発言の機会を持てるようになったのですが、それが事実上メジャープラットフォームでないと情報流通に関われないというのが結構重要かと思います。それが、後ろのアカウントバンの話などにも影響してくる可能性があるため、水谷先生のおっしゃっている民主的な基盤とともに情報の流通に関する寡占状態みたいな発想を入れていただけるといいかなと思いました。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、次に伊藤構成員、お願いします。

【伊藤構成員】 ありがとうございます。ちょっと感想に近くなってしまいましたが、1点コメントさせていただきます。

意見としては、多分恐らくコメントでは、意見としては数百ぐらいあって、幅広い意見があったかなと感じているのですが、個人、プラットフォーム、また海外事業者、国内事業者に対しては明確な利害の対立が存在するというところ、また事業やユーザー体

験、UX、形態などによっても求めることの微妙なグラデーションがあるなというのもコメントを拝見しながら思っていました。

ただ、とはいえ、個人というよりも、こういうパブリックコメントなので業界団体や企業さんのほうが量や、かける時間の質が高くなると感じるので、若い世代含めたコメントというのはあまりないような、少なくなるような傾向があるかなと思っています。

僕も定期的に誹謗中傷を受ける当事者にもなるのですが、今日のヒアリング、この後あると思うんですけど、当事者になりやすい若い世代を含めた被害者や個人の意見も聞いて、バランスの取れたルール整備やルールメイキングが必要だなと感じております。

若い世代の意見を持ってくるというのは自分にも求められている役割だと思っていますので、個人の意見もぜひこういう会議に持っていきたいなと感じております。

以上になります。

**【宋戸主査】**      ありがとうございます。

それでは、藤原構成員、お願いします。

**【藤原構成員】**      藤原です。よろしくお願いたします。

検討アジェンダの3-2の(2)について、感想みたいなコメントですけれども、今回、請求、申請があった場合には一旦削除してというようなことを追加されていて、まさにここにある意味本質的なポイントかなと思っていまして、結局コンテンツモデレーションやその体制について様々に言っていますが、結局どういうときに削除するかということと、どのぐらいのタイミングで削除するかというのが被害者からすると重要で、逆にプラットフォームからしてもそれをどうするかというのがポイントで、一応これをどのように処理するかということを考えるわけですが、実は結局迷うというか、明確に判断できない部分というのはかなりあって、しかも立場によって全然意見が違いますので、結局みんなが納得して削除する場合というのは結構少なく、結局は何かもめるということが起こるのかなと思っていまして、それを一旦削除して戻すのか、削除しないでちゃんと決定が出たら消すのかという話だと思いますが、ここはかなり難しいと思っていて、実はそういう意味ではこの(2)の最後のほうに出てきている迅速な判断というところが実は一番のポイントで、結局ADRにするかどうかとなりますけど、日本の現状を見たときに裁判所に対する信頼というのは一定程度あって、それでも時間がかかってしまうというのが実は一番問題なのかなという気がしていて、そこを確保しないと、一生懸命コンテンツモデレーションなどをして透明性を高めても、結局滞留しちゃうということになるかなという気が

しているのです、実はこの（２）のところが一番重要なのかなというように見ていると思っていて、今回追加されたポイントというのをまさに議論の対象にすべきだと思っていますので、結論としてはこのアジェンダ（案）には全くコメントはないですけど、感想ということで申し上げます。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。今後の検討において非常に重要な視点を提供いただいたと思います。

一通り御発言希望の構成員の皆様を指名させていただいたと思いますけれども、ほかに何か追加などでも御発言はございますでしょうか。

清水構成員、お願いします。

**【清水構成員】** 私も感想めいたというか、情報提供までですが、最後のページの発信者情報開示請求で追加されている点についてです。DMでの誹謗中傷に関して実際どういう状況なのかですが、私のところにもそういう相談というのは非常によく寄せられておりまして、ただ、こういうものへの対応が法的にはできないので、何ともしようがないというように回答せざるを得ないという状況になっております。

一番下のところに受信を選択できる機能がある場合はどう考えるのかと書いていますが、確かに自分で危険を呼び込んでいるといえる場合であれば開示対象にしないという判断はあり得るのでしょうかけれども、Instagramなどは受信制限ができないので延々と誹謗中傷が寄せられるという事態が生じており、木村花さんが亡くなったのも恐らくこれが原因の一つになっていると認識しています。その点は重視していただきたいかなと思っていますところでは。

**【宍戸主査】** これも貴重なお話、ありがとうございます。各論で検討していく上で、清水先生にまたいろいろ教えていただくこともあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。一通り御意見をお伺いしながら、私もいろいろどうしようかと考えている部分もあるのですが、水谷構成員、追加でお願いいたします。

**【水谷構成員】** 二度目で失礼します。

私から追加で1点、萎縮効果に関するお話です。検討アジェンダの中にも組み込まれていますし、いただいた御意見の中にも萎縮効果の話は入っていたように思うのですが、表現の自由への萎縮効果を議論する際には、一括りで語るのではなく、フェーズごとに検

討すべきではないかというように思っています。

というのは、例えば刑罰、あるいは日本では損害賠償請求で民事的な懲罰はないわけですが、何らかの形で発信者側にサクションが与えられるという形になった場合、特に一番極端な例として刑罰が最も萎縮効果が働く側面だと思うんです。

一方で、プラットフォーム上のモデレーションで考えてみると、少なくともそういう罰金を科すとか懲役を科すとか、そういうことは基本的にあり得ないわけなので、先ほどの上沼先生の御指摘も非常に重要だったと思いますが、アカウント凍結で寡占状態の言論空間から追い出されるということが、プラットフォーム上では多分一番萎縮効果が働くところだと思います。それ以外にもモデレーションにいろいろなフェーズがあり、投稿の削除、警告スタンプの付与、あるいはほかの投稿者から見えなくなるシャドウバンなどもそうですが、そういったフェーズ毎でそれぞれ生じる萎縮効果がちょっと違うのかなという点は、これからの検討で頭に置いておく必要があるのではないかなと思った次第です。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。これも貴重な御指摘をいただいたと思います。

それで、一通り御意見を伺っていて少し私のほうで考えたのですけれども、いただいた御指摘はいずれも基本的に非常に重要なものであるわけですが、他方で、今事務局で整理していただいたアジェンダ（案）に対して何か修正をするというよりは、このアジェンダ（案）を踏まえて、今後議論していく上で必要な視点であったり、情報であったり、論点を追加いただいているものというように私としては受け止めさせていただいたところでございます。

そこで、この後の進め方でございますけれども、検討アジェンダ（案）につきましては、今お示しいただいている資料2のとおりひとまず決定させていただくと同時に、本日いただいたコメントあるいは御発言は、今後各論の中で検討する際に本日の議事録を精査いたしまして、こういう御発言があったということを踏まえてさらに議論させていただくというように扱わせていただきたいと思いますと考えますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【宍戸主査】** ありがとうございます。それでは、今後につきましては、ただいま決定されました検討アジェンダ（案）を踏まえて、先ほど申し上げましたように本日いただいた御指摘を踏まえてさらに検討を深掘りしていくということとさせていただきたいと思

ます。

事務局、それでよろしゅうございますでしょうか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 もちろんでございます。

【宍戸主査】 それでは、本日はこのようにさせていただきます。

それでは、次の本日のアジェンダですけれども、このアジェンダに基づきまして関係者からのヒアリングを順次実施させていただきたいと思います。本日は一般社団法人日本音楽事業者協会様、一般社団法人日本音楽制作者連盟様、UUUM株式会社様、公益社団法人日本プロサッカーリーグ様の4者様より御発表を予定しております。

一般社団法人日本音楽事業者協会様は御都合により10時までの御出席となりますので、質疑・意見交換につきましては、まず音事協様の御発表、それから音事協様に対する質疑、そこで恐らく10時で、その後に3者様の御発表の後、その3者様に対する質疑応答ということやらせていただければと思います。

それでは、まず一般社団法人日本音楽事業者協会、中井様より、御説明、御発表をよろしくお願いいたします。

【中井氏】 中井でございます。宍戸先生、総務省の皆様方、こういう機会を与えていただいております。

すみません。本日は紙の資料が用意できませんでしたので、口頭でお話をさせていただきます。

まず、私どもの団体というのは日本音楽事業者協会という名前でございますが、いわゆる芸能プロダクションの事業者団体でございます。ホリプロや吉本興業など、皆様がいわゆる芸能プロダクションという名前から御想像される会社の集まりということでございます。

芸能界と呼ばれているものを担っているということなのですが、まずはネット上の誹謗中傷というのが、もちろん一般の方々も多大な影響を受けておられるわけですけれども、特に極めて先鋭的な形で非常に影響を受けやすいのが我々の業界でございます。皆さんによく顔を知られている、それから様々な場で様々な発言をすることで炎上したり、誹謗中傷にさらされたりするという機会が非常に多くございます。

その対応も非常に多岐にわたっておりまして、先ほど清水先生から木村花さんの話もありましたけれども、リアリティ番組の中のことで、それこそ自死にまで追い込まれてしまうケース、それから単純に容姿、容貌をけなされると、アーティストの方が「歌が

うまいけど、不細工が偉そうに何を歌っているんだ」などと言われたり、そこから立ち直ることができる強い人もまれにはいますけれど、非常に大きな傷を負ってしまうということがございます。

それから、小泉今日子さんの場合は、自分の政治に対する思いを述べただけで「芸能人が何を偉そうに政治のことを語っているんだ」と言われ、芸能人一般に関しては「おまえらは歌ったり踊っていたりしたらいいんだよ」みたいな偏見に基づいた酷いことを言われたりするということもあります。

それから、こういうのはアンチだけではなく、いわゆるファンの方々が逆に思いが強過ぎて事務所に対する不満、あるいは事務所の社長に対する不満というのが誹謗中傷、あるいは攻撃となってネット上に現れてくるということもございます。ですので、もう一言では語り尽くせないですけれども、非常に我々の事業が、あるいはアーティストの表現活動がしづらい状況に今なっているということでございます。

それから、プラットフォーム側に対する意見につきましては、この間、意見書を出させていただきましたので、その流れに沿ってお話ができればなと思っております。

それでは、1番の総論からですけれども、プラットフォーム事業者に求められる積極的な役割について、先ほど来も構成員の方々から出ておりましたけれども、やはり表現の自由、言論の自由が非常に大きなおもしろになっております。これは民主主義においては根幹とも言える権利だとは思いますが、犯罪を構成するほどまでの表現の自由というのが保障されているのかどうかというところは、一回問い直さなければならないということがございます。名誉毀損や脅迫の場合、特に芸能人に対しては世間の耳目を集めやすいので、プラットフォームによっては広告収入を得る手段になったり、そのことのためにあえてでっち上げであったり、根も葉もないことを言っているという人たちがいっぱいいるということをご理解ください。そして、この収益を得る仕組みがある以上、サービスを提供しているプラットフォーム事業者には当然コンテンツモデレーションに関する透明性とかアカウントビリティみたいなものの確保は当たり前のこととして、被害の防止や回復のための積極的な関与というのもぜひともやっていただきたいということでございます。

表現すること自体がなりわいである芸能人というのは非常にダメージも大きくて、それこそ生殺与奪といいますか、文字どおり生命の危機に陥ってしまうということがございます。一度収まっても常に蒸し返されたり、あるいは何かあったときに何年か前のものを蒸し返されたり、侵害案件とはまた別のところから様々なことを蒸し返されて無限にループ

してしまうというのが、芸能の場合の誹謗中傷の大きな特色ではないかなと思っております。

一方でSNSなどは、昔は芸能人も売れないと何も発言できず、マスコミに載らないと何もできなかったのが、SNSのおかげでまだ売れてない人たちでも自分たちの表現をすることができるようになったという大きなプラスはあるものの、やはり匿名で書き込みを行うということについて、もちろん権力批判や内部告発などに対する多大なメリットも一方にはありますけれども、芸能人の場合、特に匿名という隠れみのに隠れて暗闇から棒で殴るというような目に多く遭っているというのも事実でございます。違法な権利侵害というのは制限や抑止されて、ペナルティーを科せられるべきであろうと思います。今までのマスコミュニケーション中心の社会システムでは、もはや律し切れないのが今の状況だと思いますので、新しいシステムをこのような会議を通じてつくっていかねばならないと思っております。当然被害者に対しては、抑止効果が迅速でなければ意味がございませんのでそれもなされるべきであろうし、これによって不当な利益を得た人に関しては、それに対する応分の責任を取っていただかないといけないということもございます。

プラットフォームは、そういう収益サービスを提供していることに関しましては、きちっと責任を取っていただかないと、プロ責法によって免責されている点はこの傾向を助長しているのではないかなというように思っております。これを是正していくこと、これが必要なのではないかなと思っております。

それから、違法・有害情報を継続的に投稿するような悪質な発信者に対しては、被害者がプラットフォーム事業者に対して直接是正措置を求めることができるような法律といたしますか、成文法があればよいのではと思っております。

それから3番、透明性・アカウントビリティの確保の方策ですけれども、これに関しては個々の事案におけるコンテンツモデレーションの実施や不実施の判断の理由が明らかにされないということが多く、そこを明らかにしてもらわないとなかなかこちらとしても動くときの指針が立てにくいということがございますので、そこを明らかにしていただきたいということでございます。

3-2の(1)コンテンツモデレーションの運用方針に関しては公表されるべきであろうと思います。また、運用結果のことにつきましても広く公表されるべきであると思えます。自己評価だけでなく、独立の第三者機関みたいなものを設けていただいて実効性のある評価をして、それを公表するべきであると思っております。これは今までずっと申し上げ

げたことのまとめでございますけれども、きちっと明かされない限りは誰にも分からず、これも結局ブラックボックスの中で処理されてしまうことになってしまうのではないかと思っております。

それから、AI等の自動処理に関しましては非常に効果的であると思います。これは後に少し述べたりもしますが、まだまだ処理能力に少し問題があるという中でどこまで頼っていいものかなど。ただ、これは迅速性を高めるためには十分に有効な手段であるのではないかなと思っております。

それから、コンテンツモデレーションの措置申請窓口に関しましては、先ほども申し上げましたように芸能人の場合、変な話ですが訴訟を起こしたりするとそれも一つの宣伝になってしまって、訴えられたほうの思うつぼになるということがよくございます。法廷に引っ張り出してしまえばこっちの宣伝になってまた週刊誌が売れたり、ネットで大騒ぎになってアクセス数が増えて広告収入が増えたりということがあります。なかなかそこで本人を訴訟の場に引き出すというのがためらわれて泣き寝入りしてしまうケースというのも多々ございます。これに関しては所属事務所が手続を代行できるような法整備がなされると、非常に我々としてはありがたいと思っております。

窓口の所在を分かりやすく公表することについて、非常に窓口が分かりにくくなったり、窓口を通してなかなか返事が来なかったりというのが現状でございますが、窓口自体が抑止力になるようなことも考えられないかなと思ったりしております。よくあることですが、昔、タクシーに乗っているとタクシーカードというのがありまして、「何かもしも不都合があったり、運転手に失礼なことがあったりした場合はこちらに御連絡してください。タクシー近代化センター」というのがありましたけれども、あの紙を取るだけで、電話されたら困るからとタクシーの運転手の態度が変わったみたいな、ちょっと例としてはあまりよくないかもしれませんが、窓口自体が抑止力になるみたいなことも考えられないかなと思っております。

それから、個別のコンテンツモデレーションの実施または不実施に関する意見でございますけれども、プラットフォーム事業者の説明責任や手続の透明性の観点から個々の事案におけるコンテンツモデレーションの実施または不実施の理由は、これは絶対明らかにされるべきであろうと思っております。なかなかこれはちゃんとした理由が開示されないことが多いものですから、これは改善して欲しいなと思っております。

それから、取組状況の共有の継続的な実施ですけれども、これに関しましては大賛成で



ございます。引き続き産官学民でこのような場で検討させていただいたら非常にありがたいと思っております。

それから、4-1、(1) 権利侵害情報の流通の網羅的なモニタリングについてです。これに関しましては検閲という批判もありますけれども、そもそも検閲というのは数百年前から時の権力者によって自分に不都合なものを出させないという名の下にやられてきたことでございますので、果たして我々の側が権力者かということ、まさに権力ではなくて権力に支配されている側の人間ということでございますので、我々が検閲している、してないみたいな話ではなく、かつ、では、プラットフォームが権力者なのかということになると、今はちょっと権力者に近いものになっているのかもしれませんが。権力の抑止力であるべきマスコミが第4の権力になってしまうということと近いことがネット上で起こっているのかもしれないと思っております。

なので、自主規制みたいなことはなかなか望むべきでないのかもしれないですが、今のプラットフォーム、Web2.0の、これに対して中央集権型ではないWeb3.0や、先ほども述べましたAIなどによってもう少しちゃんとした事前のモニタリングができるのではないかなと思っております。

それから、繰り返し侵害情報を投稿するアカウントのモニタリングに関してですけれども、プロバイダ責任制限法第3条の侵害情報の認識があったとみなすことは、プラットフォーム事業者による適切な違法・有害情報の削除促進になるであろうと思っております。それで、別のアカウントをつくって次から次にと、いつもあることでございますけれども、これに関しましては通信ログや本人確認ツールなど、投稿内容からプラットフォーム事業者において同一人物であると判断してバンしていただくというようなことが可能なのではないかと、そう難しいことでもないというふうに思っております。

先ほど来から申し上げますように、侵害をされて訴訟案件等々もございますけれども、民事上の損害賠償で勝訴しても、正直我々の側にはそんなに大きなメリットがない。懲罰的賠償というのも認められることはございませんので、じゃあ、どこまで損害なのか。芸能人の場合、レピュテーションイコールある意味財産でございますので、そこをちゃんと認めていただけるのかということ、なかなか認めてもらえない状況にあるというところがございます。やはりアカウントの停止や凍結を行っていくということをしないと、あるいは刑事罰ということがない限りはなかなか抑止力にならないのではないかなと思っております。

それから、削除請求権に関しましては明文化を望んでおります。明文化しないと世の中にも伝わりませんし、財産上の権利についても削除請求が認められるべきであると思っております。先ほども申し上げましたが法人で被害を受ける、事務所自体が受けることがございます。事務所の社長が誹謗中傷というふうそ八百書かれて、その事務所に娘さんを入りさせようと思っていた親御さんがそのネット上の書き込みを見てやっぱりやめませうという、これから有望な新人を入りさせることができなかつたというようなこともございます。我々の事業の特殊性かもしれないですが、そういうこともあるということをお認識いただければなと思っております。

ADRの創設に関しましては大賛成ですが、大手の海外事業者の参加は確保していただきたいと思っております。

最後にその他でございますが、委員の方々からも例があつたとおあり、DMや通常のメールアドレスに対する非常に粘着質な絡み、ここで申し上げることをはばかれるような文言でとんでもないメールが毎日毎日来て、心が病んでしまうという方々はいっぱいらつしやいます。これはプロバイダ責任制限法では特定電気通信に該当しないということで今のところ救いの形がないわけですけれども、これもやっぱりちゃんと何らかの開示請求ができるようにしていただけないかなというふうに思っています。

多岐にわたつていたので長くなつてしまいました。大変失礼しました。以上でございます。

【宍戸主査】 中井様、どうもありがとうございました。

【中井氏】 ありがとうございました。

【宍戸主査】 それで中井様、お時間は10時までで、この後に御予定があると伺っておりますので、もしこの場で構成員から1問でも何か御質問があれば承りたいと思っておりますが、もし今この場でなければ、後日事務局を通じて構成員からお伺いしたい点を追加でお伺いさせていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

【中井氏】 すみません、長くなつてしまいました。

【宍戸主査】 いえ、とんでもないです。大変貴重なインプットをいただいたと思っております。

構成員の皆様、それでよろしゅうございますでしょうか。

【中井氏】 何かあれば1問ぐらいいいお答えできますけれども。

【宋戸主査】 いや、後でお伺いすることとさせていただきたいと思います。

【中井氏】 承知しました。私の都合で申し訳ございません。ありがとうございました。失礼いたします。

【宋戸主査】 とんでもないです。ありがとうございました。

それでは、続きまして、一般社団法人日本音楽制作者連盟、東條様より御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【東條氏】 音制連の東條と申します。よろしくお願いいたします。

まず、音制連の御説明を簡単にさせていただきますと、基本的には音楽アーティストが所属する事務所、プロダクションなどを会員とする団体となっております。芸能事務所が会員である団体という意味では、音事協さんと似ている性質の団体であるとお考えいただいてよろしいかと思えます。

我々が誹謗中傷問題とどのような関わり方をしているかということ、個別のアーティストにおいては直接誹謗中傷を受ける立場ということとなりますし、それらが所属するプロダクション、事務所としてはアーティストを守るために様々な対応をしなければならないという立場でございます。以上のように芸能人やアーティスト、それらが所属するプロダクションの立場としては誹謗中傷を多く受ける立場、誹謗中傷するよりは多く受ける立場にありますので、一般論としてはプラットフォーム事業者側に対する規制強化を希望しているということにはなります。

以上のような総論を基に各論を御説明させていただければと思いますが、その前に、もちろん芸能人やアーティストも投稿者の1人であるということで、当然表現の自由とのバランスは適切に検討されるべきという認識はございますが、我々事業者団体の立場としては規制強化を希望するという前提で御説明させていただきます。

今日お話しする意見としては、主に3-1の投稿のモニタリングのフェーズという部分に関連する事項かと思えます。芸能人やアーティストに関して言えば、芸能人、アーティストに対し誹謗中傷投稿する者は、大きく3種類ぐらいに分けられるのかなと考えております。1つは、これは一般的に普通の誹謗中傷投稿する方々というような認識なのですが、テレビやSNSのコメント、振る舞い、あとは芸能人、アーティストに対する報道などに反応して、ある意味脊髄反射的に誹謗中傷コメントを単発的に書き込む、腹いせに書き込むという人たち、そういう層が一つあると思えます。

もう一つはもう少し根深くて、何らかの被害妄想や、何かの間違った情報がインプット

されてしまった結果、非常に長期間にわたって大量に粘着的に誹謗中傷のコメントをするという方もいらっしゃいます。

最後は、これも長期間にわたり大量に誹謗中傷コメントをする、誹謗中傷の投稿する者と位置づけられるのですが、芸能人の場合、とかくいろいろな情報が不祥事含めてネット上の記事にされたり、まとめサイトに上げられたりということがあります。結局そういうサイトというのはアクセスを稼いで広告収入を得るだとかそういうことを目的としているのだと思いますけれども、そういったまとめサイトへのアクセスを稼ぐために名誉毀損を含む内容の見出しをつけて自らのサイトに誘導を行う、URLのリンクをつけて誘導を行うという投稿を大量に行うという者もいると考えております。全てがこの3つに分けられるというわけではないですけれども、とにかく同じような投稿を大量にするという者が芸能人、アーティストに対しては多いのかなというような印象を持っております。

このうち、最初に述べた単発的に投稿する方に対しては、これを完全になくすということとはなかなか難しいと思いますけれども、大量投稿を繰り返す者については、プラットフォーム事業者側においても今まで以上にさらなる対応が可能であると、抑止可能であると考えております。

こういった大量投稿を繰り返す人は、もはやそういう誹謗中傷の投稿、書き込みをすること自体が目的となっていますので、アカウントが削除されたとしても、再びアカウントを作成して延々と同様の投稿を続けるということが多い傾向にあると認識しております。したがって、一度権利侵害が認められた投稿内容や、プラットフォーム事業者側でこれは名誉毀損に当たるよねというようなことが認められた投稿には、その後、同一の投稿や類似の投稿に関しては、もはや投稿の時点で制限されるべきであると考えております。

まとめサイトへのアクセスを誘導するために大量の誹謗中傷投稿する者というのも、具体的にはその中の人々が本当にその人を誹謗中傷したいかということにはそういうことはなくて、単にアクセス稼ぎのためにやっているということであっても、例えば「死ね」という何の代わり映えもしない誹謗中傷コメントでも、それが1件来たら、「まあまあ、死ねとか言う人もいるよね」ということで済むわけですけれども、それが毎日大量に投稿されて、芸能人ですからSNSをやらざるを得ないということも多いですけれども、そういう自分がやっているSNSを見る中で自分の名前をエゴサーチしたりすると「死ね」という投稿が大量にされていると、これは実際にやっているのはボットであろうなどとそういうものが理解できたとしても、やられたほうの精神には来ることはあるようで、こういう大量

投稿に対しては何らかの抑止が考えられてしかるべきではないかと考えております。

さらに言うと、先ほどの単発的な誹謗中傷の書き込みはなかなか止めづらいというお話をしましたけれども、こういった大量投稿に触発されて付和雷同して単発的に投稿を行うという方も一定層いるわけです。そういう層がいることを考えれば、誹謗中傷投稿をしてもいいんだと、みんな言っているし、ということ呼び込んでしまうような大量投稿に関しては適切に対応がなされることが重要ではないかと考えております。

これをどのように実現したらいいかというところが最も難しいところだと思いますが、端的に言ってアカウントの取得に対しては一定程度の制約を課していただきたいということが考えられるところです。現時点でもSMS認証や、メールアドレス1つで1つしかアカウントを取れないといった制約は一定程度あるとは認識していますが、結局フリーメールなどを利用して大量のアカウントを取得しているという実情はあると思いますし、またそういった大量のアカウントが取れますよというようなやり方を紹介しているサイトもありますので、なかなかこういった大量投稿を抑止するような状況にはなっていないのかなと思うところです。

こういったアカウントが無限に取れてしまうという状況は、先ほど萎縮効果の話もありましたけれども、言論空間から一旦追い出したところで、粘着的に誹謗中傷投稿する方というのは、追い出しても、追い出しても結局カムバックしてきます。したがって、追い出されたら戻ってこられないということであれば当然萎縮効果の議論というのは当てはまるとは思いますが、ほとんどの人が戻ってくるので、そこを何とかしていただいてからが本当に萎縮効果の議論になるのかなと考えているところではあります。

一方で、芸能人、タレントとしてもSNSで発信を行っていくに当たって、そういった誹謗中傷コメントが大量につくと投稿などを躊躇せざるを得ないという実情があります。これはもちろん経済的に損害を被ることもありますが、そういった誹謗中傷投稿が大量にされることによって芸能人が発言できなくなっており、実質的に言論空間から追い出されているのは誹謗中傷される側であるということも、また一つ言えるのではないかなと考えております。

これ以降は一般論になってしまいますが、コンテンツモデレーションの申請に対して、日本国内では、これは当然名誉毀損に当たるよねというようなケースであっても、現状ですと多くのサイトでは、多くのプラットフォーム事業者では何の理由もなく「それは該当しませんので削除できません」というような対応がなされるというように肌感覚として感

じております。一方で、「ああ、削除されなかったんだね」というところでしばらく様子を見ていると、1か月ぐらいした後に何の前触れもなくいきなり削除されているというようなケースがあります。これが自主的な削除なのか、プラットフォームによる削除なのかというのははっきりしないですが、とにかく不可解な削除に対する裁量があるというような認識をしております。

したがって、これらについても具体的な理由、削除する理由というのは当然要件に該当しますので削除しますということでもいいと思いますが、削除しなかった理由を明らかにしていただかないと、こちらの申請方法が悪かったのか、あとはこういう証拠の提出がなかったのかで削除されなかったのかということが分からないわけです。分からない状態ですと、新たに申立てをしてもまた削除されないという状況を繰り返すわけで、適切な申立てをするという意味でも、なぜコンテンツモデレーションの申立てに対して対応しないという判断をしたのかという理由が明らかにされるということは極めて重要なことではないかと考えております。

ちょっと早口になってしまいましたけども、音制連からは以上となります。

**【宍戸主査】** 東條様、ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、残りお二方の御発表の後、まとめて質疑応答とさせていただきますと思います。

**【宍戸主査】** それでは、続きまして、UUUM株式会社様、先ほど私ちょっと読み方を間違えました。大変失礼いたしました。UUUM株式会社の竹川様より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

**【竹川氏】** UUUM株式会社、竹川と申します。画面を使わせていただいて、簡単に流れを追いながらお話しさせていただこうと思いますが、画面は映っていますでしょうか。

**【宍戸主査】** 映っております。

**【竹川氏】** 改めてよろしくお願いいいたします。本日は貴重な機会をいただきましてありがとうございました。

まず、私どもUUUMですけれども、YouTubeをはじめとした各種SNSプラットフォーム上で活躍するクリエイターさんやインフルエンサーさんのサポート、それからまたインフルエンサーさんとの協業でのビジネス創業を行っております。先ほど音事協の中井様、音制連の東條様から大変勉強になるお話をいただきましたけれども、先ほどからお話にありました芸能プロダクションのインフルエンサー版、クリエイター版と捉えていただくと多少イ

メージしやすいのかなと思っております。

その活動の中で、2020年6月より誹謗中傷及び攻撃的投稿対策チームというものを社内に発足させました。クリエイター、インフルエンサーの皆さんが安心・安全、健全に活躍いただけるように、社内外の各所と連携させていただきながら活動しております。

本日は、その活動の中で常日頃から感じているポイントについて幾つか、総論というよりは少し具体的な事柄を中心にインフルエンサーの活動をお守りする立場で述べさせていただきますというふうに思っております。

アジェンダとしては御覧いただいている3つであります。まず、全体の検討を通じて留意すべき点がございませう。被害者救済の観点と、また発信者の表現の自由という観点、それからプラットフォーム事業者様のリソース、それから経済的負担の観点、この辺りを踏まえて、全ての違法・有害情報というのを一くりに全て対処、対応するというのではなくて、被害が即時に拡大しやすかったり、悪質なものである程度を絞ってやったりする必要があるのかなということを実感しております。

例えばクリエイターが公にしていな個人情報や、顔を出していないクリエイターの顔写真、そういった一度拡散されてしまうと損害の回復が困難なものや二次的被害の発生が予見されるもの、さらには法的措置を踏めば明らかに削除されるべきものに関しては、その他の違法・有害情報よりもプラットフォーム事業者側で優先順位を上げていただいて対応していただくことが被害者救済の観点から重要なのかなというふうに思っております。

また、掲示板やまとめサイトなどにおける違法・有害情報についても、プラットフォームサービスと同様の課題が存在していると認識しています。ニュースサイトを装ったまとめサイトなどによる多数のSNS捨てアカウントを利用した閲覧誘導というような課題もございませうので、プラットフォームサービスに限定せずに検討していただきたいと思っております。

次に、誹謗中傷対策として期待することとして、3つの観点からお話しできればと思っております。まず第1、ここに書かせていただいておりますが、コンテンツモデレーションの申請窓口の在り方について課題を感じております。もちろん分かりやすいようになっているプラットフォームさんもありますが、中には申請窓口がばらばらに設置されていて非常に見つけづらかったり、何を選択・記載すべきか分かりづらかったりというプラットフォームも散見されます。被害者側が適切な申請を行えるように、誰が見ても分かるように1か所にまとめるなど、必要に応じた配慮がなされることが望ましいというふうに考えてい

ます。

さらに、コンテンツモデレーションの申請手続フローについても課題を感じております。例えばコンテンツモデレーションの申請を行う際に実際に必要事項を入力しようとすると、文字数の制限やファイルの制限、形式の制限、データ容量の制限というような様々な制限があつて、被害者側が必要な事実を十分に説明できないということが起きています。また、申請受付の際に、プラットフォーム事業者が利用規約やポリシー上定めている侵害の類型が定められており、選択した上で次の記述をお願いしますみたいなことが多いのですが、特に誹謗中傷等については日々現場で起きていることが目まぐるしく変わっていきまふし、実際に起きていることが複数の類型にまたがっている事案なども非常に多いです。このプラットフォーム側が選択を求める侵害の類型というものがうまく作用していなくて、実際とうまく合致していないということが多いです。より被害者に寄り添った窓口設計、それからその仕組みを通じて、誰の目から見ても明らかに削除されてしかるべき違法・有害情報というものが素早く適切に排除されるようになることを期待しております。

3番目としては、コンテンツモデレーションの申請手続後のフォローについてになります。申請した後、被害者にとって受付や対応自体が行われているのがよく分からないこともありますし、そういった状況というのは被害者の不安につながってしまうために、申請などの受付に関する通知が行われる、それから標準的な処理期間が示されるということが必要かと、そういった仕様にしていただくことで被害者の次の手が打ちやすくなるという効果もあると思っています。

また、コンテンツモデレーションが実施されたときに、違法・有害情報の発信者側、いわゆる加害者側に被害者の情報が通知されてしまうという恐怖感、危機感みたいなものがあります。そういったものを伝えてしまうことがあれば、それをだしにした二次的被害を生むおそれもあります。被害者側が申請を行うことを萎縮または断念せざるを得ないということにならないような配慮が必要だと考えています。

最後に、プラットフォームサービスは、よくも悪くも情報が早期に流通されていきます。被害回復までの期間が長いほど被害が拡大することを踏まえると、まずは悪質な違法・有害情報から優先して、繰り返しになりますが被害者側が適切に申請を行える、プラットフォーム事業者が適切にコンテンツモデレーションの実施可否を判断し、それを公表するというような環境が整理されるといったことがクリエイターの、安心な、健全な創作活動につながると考えています。



そのためには、プラットフォーム事業者の理解のみならず、インターネットの利用者全体に向けた注意喚起や啓蒙も重要になってくると思っておりますので、行政を主体として、インターネット上の違法・有害情報による被害の全体数を減らすことにも積極的に取り組んでいただければと感じています。

以上、御清聴ありがとうございました。

【宍戸主査】 竹川様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、ヒアリングの最後になります。お待たせいたしました。公益社団法人日本プロサッカーリーグ、新井様より、御説明をお願いいたします。

【新井氏】 Jリーグコンプライアンス部に所属している新井と申します。本日は、このような機会をいただき、ありがとうございます。

我々から、Jリーグにおいて主にクラブに所属する選手等が受けている誹謗中傷の被害の実態と傾向を御紹介させていただくとともに、既に皆様で御議論いただき、課題として挙げられていることばかりかと思いますが、我々が誹謗中傷の対策として考えるところを御意見として述べさせていただきます。

まず、Jリーグにおける誹謗中傷の実態・傾向ですが、主にはリーグに所属するクラブにいる選手たち、リーグの試合を担当する審判の方に向けられるケースがほとんどです。その理由というのは、プレーや判定への不満です。例えば自分が応援しているチームの対戦相手である選手のプレーや審判の判定に対する不満が、直接選手や審判員のSNSアカウントやクラブのアカウントに寄せられます。

また選手や審判員個人のみならず、時としてクラブ、あるいは我々リーグ、リーグの間にも、まれではありますが矛先が向くこともあります。

これらは基本的にはTwitterを主として、InstagramやFacebookでも時折起こっているという状況です。ある有名な審判の方は、自身のTwitterアカウントへの誹謗中傷が非常に多かったことで削除申請を何十、何百と送っており、誹謗中傷の被害に大変苦しまれていたという過去があります。

なお最近では、選手個人のプライバシー、具体的には出身や御家族に関わる誹謗中傷もちらほらと見受けられています。誹謗中傷する本人は当然、御家族のことを詳しくは知りません。

中には殺害予告など身の危険を感じる内容もあるため、クラブやクラブから相談を受けたリーグが警察へ相談するケースも幾つかあります。

また、様々な国から我々のリーグに来てプレーしている選手が多いですが、こういった外国籍の選手に対する人種差別的な投稿も残念ながら少なからずあります。それを受けて、クラブはホームページなどで人種差別は許さないというメッセージを出すなど、都度注意喚起をしております。

そのほか、例えば相手チームのサポーターになりすまして、そのチームの選手やサポーターを誹謗中傷するというケースもあり、被害を受けて苦しんでいるサポーターの方々がクラブに相談されるというケースも少なくない状況です。

このようなクラブやリーグで誹謗中傷の実態を見たり対応したりする中で、少し感じることを述べさせていただきます。

プラットフォーム事業者における対応の透明性について、まずコンテンツモデレーション基準の明確化という点では、幾つかのクラブからアカウント停止を求めた場合に措置をするかしないか、実施基準が明確でないと感じる、例えば削除対象になる事例集のようなものがあるといいのではないかといった意見がありました。また、コンテンツモデレーションを実施する場合の理由を通知してほしいという声もありました。理由がよく分からないままアカウントが停止されるケースもあるようで、停止されることは結果的にはよいのですが、例えば次のコンテンツモデレーションの申請をしても対応できないケースや、理由が分からないままコンテンツモデレーションを実施されてしまったケースにおける苦情への処理を適切に行っていただきたいと感じております。

さらに、発信者情報開示への対応が明確になることも、抑止力につながるのではと考えております。

また、「申請窓口の設置」として、コンテンツモデレーションの申請に対するレスポンスが遅いということで、長い場合は数か月かかっているため、適切な対応がなされるように、オープンかつ迅速に対応する窓口の設置を義務づけてもよいのではないのでしょうか。

プラットフォーム事業者さんにおけるコンテンツモデレーションの実施体制について、モデレーションを実施するか否かの判断主体が日本にはないのではと思われるので、日本の慣習や法律を踏まえた対応ができるようにしてほしいといった意見もございました。

続いて、プラットフォーム事業者さんに求めたい役割について幾つかお話しさせていただきます。繰り返し投稿する方々への対応として、例えば被害者からの申立てに基づいて、「以後、類似の投稿は控えてください」という警告を送ることはできないか、または本人確認情報を事業者さんが把握するようにはしていただきたいです。

また、我々リーグ、クラブ、選手にも多くあるという実態も踏まえ、DMによる誹謗中傷への対応も何とかしていただきたい。

自主規制に関しては、違法もしくは不適切な文言をAI技術で自動検出して、例えば投稿しようとする「違法性がある内容です」とか「問題があります」といった警告を発するような仕組みができないかと考えております。

最後に、削除請求への対応ということで、これは非常に至極単純ですが、受け取った本人が不快を感じて訴え出たものについて、その当人にとっては不適切であるという理由で削除するような仕組みや対応ができないかということも少し思っている次第です。

本当に簡潔ではございますが、Jリーグからは以上とさせていただきますが、今日は私以外にもクラブサポート本部の吉田が出席しておりますので、補足がありましたらお話しいただければと思います。

**【吉田氏】** 吉田でございます。

特に補足はありませんが、スポーツの場合、ファンがコア化しているという中でSNSの活用が非常に多くなっており、比例してSNSによるトラブルが多発しています。特に誹謗中傷については、今回、皆さんから御意見を伺いながら適切な方法を取ればありがたいと思っておりますので、活発な御議論がなされることを期待しております。

以上です。

**【新井氏】** ありがとうございます。

我々からは以上でございます。御清聴ありがとうございました。

**【宍戸主査】** 新井様、吉田様、ありがとうございます。

それでは、ただいま御発表いただきました音制連様、UUUM様、それからJリーグ様からの御発表について、構成員の皆様方から御質問、御意見があれば承りたいと思います。またチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、清水先生、お願いします。

**【清水構成員】** 皆様、ありがとうございました。私も被害者側の代理人を多くしている関係で、発表いただいた内容はほとんど私の実感とも重なるところだなと感じました。その中で、視点として入れなければいけないのではないかと感じたところが何点かありましたので、少し提起させていただければと思っております。

まとめサイトや掲示板についても同様の問題があるという御指摘がUUUMさんからあったかと思いますが、それについてはやはり問題があると思っております。以前も同様の指摘を

させていただきことはありますが、そういう観点も入れられるといいかなと思っておりません。

加えて、権利侵害が限定されていて複眼的な判断がされないという問題、海外事業者、海外のプラットフォームさんの場合は本当に複数の権利の主張をすることができないという問題があります。複眼的に見ると権利侵害と言えそうだなというものでも、例えば名誉毀損だけを選択すると難しいですね、みたいなことがあります。複数の権利侵害があり得る場合を想定したコンテンツモデレーションの在り方を検討していく必要もあるのかなと思いました。

**【宋戸主査】** 清水先生、ありがとうございます。今のお話は御発言として承りました。

それでは、続きまして水谷構成員、お願いします。

**【水谷構成員】** 私から、質問というよりは、どちらかというとコメントになりますが、2点お話をさせていただければと思います。

まずは、芸能人の方々が置かれている誹謗中傷の状況が非常に深刻ということが私にもよく分かり、それは非常に重く受け止めるべきことだと思いました。特に芸能人の方々はソーシャルメディア上でも非常に多くのフォロワーを抱えて目立つので、誹謗中傷にさらされる機会がやはり多いのだろうということは重要なポイントかと思います。

その上で、今後の議論の検討点として2点ほどお話をさせていただきたいと思います。1点は、これも一括りに大ざっぱに語るべきではないとは思いますが、芸能人の方々の現代のメディア環境における特殊な位置づけをどう考えるか。すなわち、今まで憲法や名誉毀損の議論などでも公共性、公益性の観点から、いわゆるパブリックフィギュアと呼ばれる公的人物、政治家を筆頭にそれ以外でも発信力を持つ著名人の方々の位置づけというのは、通常の私人とは切り分けて考えてきた部分があると思います。テレビの影響力は昔に比べればもちろん下がっていると思いますが、今でも情報番組でニュースなどに対してコメントを出す芸能人の方々もいらっしゃるわけで、今でもマスメディアにアクセスできる人というのは非常に限られています。そういった点から見ると、多くの一般人からすれば芸能人の方々というのは特別な地位に見えると思います。さらにマスメディアにおいてだけでなく、プラットフォーム上でも特殊な扱いを受けている側面もあるのではないかと。日本においてどれだけ影響があるか分かりませんが、例えばMetaにおいてはクロスチェックプログラムという、ビジネスパートナーと位置づけられている特定の著名人の発信に対する優遇措置があるということが指摘され、それに対して同社の監督委員会が是正勧告を

出すということも行われています。もちろん念のため言っておきますが、私自身は容姿批判とか、あるいは木村花さんのような事例を許容すべきだとは全く思っておりませんが、芸能人の方々も私たちと同じ脆弱な生身の人間であるということも踏まえた上で、今言ったようなある種の特殊な位置づけを考慮に入れて検討する必要があると思います。

もう一点、萎縮効果の話が出たので追加ですが、粘着質なユーザーがアカウント凍結で追い出されても戻ってきてしまうという点は、これはもうおっしゃるとおりだと思います。一方で、萎縮効果の議論ももう少しマクロな視点が必要かなと思います。今のネット空間というのは、山口真一先生などの炎上に関する研究を見ていると、一部のユーザーが極端に発信を行っているように見受けられます。実は沈黙して発信せずに読んでいるだけというユーザーが多い状況で、萎縮効果によって、ただでさえ沈黙しているマジョリティの人たちをより沈黙させてしまうということになっては、均等な発言の機会を与えるというネットにとっての非常に重要な機能が損なわれてしまうので、その観点は考慮に入れるべきだと思います。

すみません、長くなりましたが以上です。

**【宍戸主査】** 貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、続きまして、伊藤構成員、お願いします。

**【伊藤構成員】** ありがとうございます。皆さん、貴重なお話、ありがとうございます。

僕から皆さんに質問なのですが、そもそも様々な誹謗中傷対策の政策や制度がつくられたとしても、制度が使われないと意味がないと思います。僕自身、僕の周りもやはりそういう制度、これはちゃんとプラットフォームや国に訴えたら対応してくれるというのを知らずに泣き寝入りするケースというのはすごく多いと思っています。

まさにUUUMさんはYouTuberさんなども多く抱えていると認識していますが、若い世代からするとテレビよりもYouTubeを見るという人も多い中で、YouTubeの方って急にスターになる、急に人気になるというケースもすごくあると思います。その中で、そういう制度を知らない、そもそも誹謗中傷に対しての対応や味方みたいなところを知らないまま急にスターになって、すごい人気が出てしまって影響力を持ってしまって、その辺りで困ってしまうというのはすごいあるかなと思っています。

ここからが御質問ですが、では、抱えている芸能人の方やクリエイターの方に対して、誹謗中傷に対しての対応や味方に対してのレクみたいなことを行っているのかということが御質問になります。仮に行っている場合は、例えばそういうレクが行われたときによか

ったポイント、つまりレクがあって、実際に誹謗中傷があったときにちゃんと対応できたという事例があったりしたらぜひお伺いしたいなと思います。

よろしくをお願いします。

**【宋戸主査】** 伊藤構成員、ありがとうございます。これは、実は私もお伺いしてみたかった点でありまして、もう少し加えて申しますと、説明を芸能人の方であったり、関係する方に、例えば誹謗中傷からこうやって身を守りましょう、あるいはこのように闘いましょうという説明をする際に、例えば通信事業者であったり、SNSの事業者であったり、あるいは政府であったりに、こういった支援であったり協力があるとありがたいみたいなことがもしあれば、併せてお伺いできればと思います。

順番にお伺いさせていただきたいと思いますが、まず、東條様からお願いしてよろしくうございますでしょうか。

**【東條氏】** 音制連の東條からお話しさせていただきます。

もちろんこれはなかなか難しいですが、我々はプロダクションの事業者団体というところで、多くの誹謗中傷投稿を発見するのに、芸能人の方が直接SNSをやられている場合にはその方が直接見るというケースもありますが、実際は事務所のSNSの担当などが見ることが多いわけです。ここでも一つ悩みがあって、彼らが「おまえ死ね」というのを見て、そう言われているぞと芸能人に言うのかということ、そこから結構大きなハードルがあります。わざわざ「おまえは誹謗中傷されて『死ね』と言われているぞ」というのは、さすがにこれを事務所のSNSの担当者やマネージャーから突きつけるわけにはいかないの、基本的にはそういう場合は、何とかありませんかねという話を直接弁護士のほうに持ってくるというケースがありますが、ただそういうケースでも、御存じのとおり多くは本人が対応しないといけないということがほとんどなので、それだったら、もう本人から言われるまではそっとしておこうかというようなことが現実には多いのではないかと思います。

本人からこういうふうにしたいと、こういう誹謗中傷がされているので何とかしてくれというケースももちろんあって、その場合にも事務所なりで必要な対応をすることはありますが、それを超えて訴訟や、あとは例えばTwitterなどでもDMを受け付けていない場合は、UUUMさんなどもやられているように直接誰も見えない形で「これは誹謗中傷コメントにあたりますよ」という投稿をしてこれを抑止するというのをやらざるを得なかったりもしますが、それ自体が、誹謗中傷する側としてはいい燃料投下になってしまうので、それもなかなか発信するのにはばかられるということで、結局具体的に動くときは本当に訴

訟などで発信者情報開示するときというところで、なかなか手足を縛られているという実態はあるのかなというふうに思っております。

【宍戸主査】      ありがとうございます。

それでは、続いて、竹川様、お願いしてよろしいでしょうか。

【竹川氏】      ありがとうございます。

おっしゃるとおりインフルエンサー、クリエイターさんに関してはある意味素人スタートのところがございますので、UUUMとしては専属所属いただいているクリエイターさんに対して、とにかく話を聞きますよというようなスタンスを大前提に向き合っております。以前、いわゆる対策チームを組む前に関しては、確かに誹謗中傷する対象者に対しては、下手に対応すると燃料になりますよとか、それが狙いですよとか、それ自体が喜びですよというようなことで、過度に反応しないようなことを促していたような時期もあったのですが、2020年あたりを皮切りにより積極的に動きますよということを発信しております。

「こういったものに対してはこういった対応ができます」というお知らせもしております、プラットフォームへの通報や削除要請、それから弊社の場合は各プラットフォーム、代表的なプラットフォームに警告専用アカウントなども設けていて、「あなたの発信しているこういうものは法的に抵触する可能性がありますよ」という形で直接訴えかけるような動きもやっております。もちろん悪質なもの、至急対応が必要なものに関しては情報開示請求含め法的な対応もできますよというようなことをお知らせしつつ、内容によってどういった対応をするかというのを真摯にクリエイターの方お一人お一人とお話をして、御納得いただいた上で対処していくというような丁寧な対応をさせていただいております。

ちょっと余談ですが、逆にインフルエンサー、クリエイターさんの場合、まれに加害者といえますか誹謗中傷に近いようなことを結果として発言しまうケースもございます。そういったことがないように日々コンプライアンス的な、また炎上対策的な教育といえますと口幅ったいですが、啓蒙的な活動も併せてさせていただいております。

以上になります。

【宍戸主査】      ありがとうございました。

それでは、新井様、あるいは吉田様でしょうか、お願いしてよろしいでしょうか。

【新井氏】      リーグとしては、選手やクラブに対して誹謗中傷が起きた場合の対策などについて直接研修を実施しているということは実はなく、クラブから相談を受けた際に「こういう対応ができますよ」という案内はしています。SNSの使い方、発信者として気

をつけるべきことは研修などで伝えていますが、被害を受けたときの対応に関して、特段リーグとしてはやっておらず、そういう誹謗中傷が来たときに選手がクラブに相談したり、またはクラブがそれを察知した場合はクラブがホームページなどで注意喚起したり、ホームページ、SNSアカウントでこういった投稿がありましたが決して許しません、法的措置も辞さず、といった声明を出して抑止に努めているというような実態です。

【伊藤構成員】      ありがとうございます。

宍戸主査の質問にもかぶりますが、国としてこういうのをやっていますただだと伝わらないところもあったり、逆に皆さんのようないわゆるマネジメントされている会社に全て説明してくださいというのもやはり酷だと思っていて、国と一緒に協働しながら、誹謗中傷対策の制度があるのでしっかりと対応してくださいと、いわゆる泣き寝入りしないような制度や仕組みを世の中としてつくる必要あるかなと思っています。その一方で、国としていろいろと発信されているとは思いますが、それが伝わり切れていないという状況もあると思っていて、皆さんのような会社さんとして国にどのような啓蒙の仕方や情報発信、もしくはコラボの仕方を求めているのかということをごぜひお聞きしてもよろしいでしょうか。できれば皆さんにお聞きできればと思います。

【宍戸主査】      これまた順番にお願いいたしましょう。

東條さんからお願いしてよろしいですか。

【東條氏】      音制連の東條です。

こういう言い方すると身も蓋もないですが、国にどういったアプローチをしてほしいか、例えば、これは皆さんの大切な権利なので、それを守るために誹謗中傷が来たらきちんと法的措置をして、相手方を処罰させましょうと、例えばですがそういう注意喚起をしたとすると、芸能人の人がそれに乗るかということ、なかなか乗りづらいところがあります。それは芸能人が、水谷先生からもお話があったとおり特権階級だとみなされているというところは否めないからです。「上級国民だ」みたいなお決まりのフレーズで揶揄されることも珍しくないですので、そういう意味でより国などがこう言って、それに芸能人も乗っかってやるということは、特に音制連所属のミュージシャンなど、ミュージシャンには国とくっついて何かするというにそれなりの抵抗感を持っている人もいる中で、極めて逆に動きづらいところはあるという、そんなのは自分の権利だからちゃんと動けよという話なのですが、実態としてお話しすると、なかなか国なりがこういうことをやったからこういうように動けるというよりも、そもそもそういう制度をつくっていただければ勝手に自



分がやりたいときに使うよと、そういうスタンスのほうがどちらかというと現実的なのかなど、音楽事業者が多い音制連としては考えております。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

竹川さん、お願いします。

【竹川氏】 ありがとうございます。

UUUMの場合は、例えばクリエイターの健全な活動を目指した一般社団法人クリエイターエコノミー協会に関しては幹事的な役割を務めたり、また一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）さんとの協業のような形で、そういった社団法人をはじめとした団体に属する、もしくはそこを幹事として引っ張っていくことを通じて、行政、関連団体との連携を深めながら、最終的に議論を深めていくという活動を中心にやらせていただいております。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、新井さん、またお願いいたします。

【新井氏】 これは私の個人的な考えかもしれませんが、侮辱罪が厳罰化されたことで、実際にもう事例が出てきてはいるものの、厳罰化されたことの周知がまだあまり広く伝わっていない気もするので、「厳しい罰が下りますよ」といった告知や周知活動がもう少しあると抑止力になるという印象は少し持っております。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

まだお二方から御質問、御意見の手が挙がっていますので、ひとまずここまでとさせていただきます。それでは、次に上沼構成員、お願いいたします。

【上沼主査代理】 ありがとうございます。

1点は、UUUMさんが書いていらして、普及啓発について伺おうかと思っていたのですが、今御意見が出たので、そこについては伺ったものとします。

あと、もう一つ、プロサッカーリーグさんがDMに対する対応というのを書いていらしたと思いますが、これはアジェンダとの関係では発信者情報開示もそうだと思いますが、オフラインでも、今までも郵便でかみそりを送るということもあったと思います。それがネット時代になって大量かつ簡単に送られてくるというのはそうだと思いますが、構造としては、要するに直接本人にそういうものが行かないようにするというワンクッション置くという対応を著名人の方々は、自己防御のために今までもされていたのではと思うのですが、今そういう対応というのはしていらっしゃらないのか。さきほど音制連さんの方もお

っしやっていたと思いますが、その辺の対応をどう考えていらっしやるのかというのを伺えればなと思いました。さっき少しやっていないみたいなお話は聞いてはいますが、自己防御は重要なと思ったので伺いたいと思います。

以上です。

【宋戸主査】 では、新井さん、お願いいたします。

【新井氏】 自己防御に関してはお恥ずかしい話、選手や一部のクラブで行っているかもしれませんが、大方の選手にその意識が浸透してできているかという、そこまでには至っていないというのが現状だと思います。例えば今、啓蒙も必要というお話しは御指摘をいただいて思った次第で、発信する側としての注意点は伝えてはいるものの、防御策は我々も追いついてなかったのも、そこは我々の反省点として、課題として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

上沼先生、よろしいですか。

【上沼主査代理】 大丈夫です。ありがとうございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

それでは、藤原構成員、お願いいたします。

【藤原構成員】 藤原です。皆様、ありがとうございました。

私からはJリーグさんに御質問があって、実は私、某チームのシーズンチケットを20年ぐらい持っているコアファンなのでJリーグファンとしての質問になりますが、審判の誹謗中傷について、今「ジャッジリプレイ」という番組があって、審判の内容などをきちんと解説して、いいプレー、悪いプレー、いい判断などを説明されてすごい良いと思っています。私から見ると、誹謗中傷する人が減るといえるのか、何か言う人がいても、味方が増えることによって逆にそういうのが減ると思います。一方でSNSもすごく利用されているので、逆に様々な人が増えてしまって結局誹謗中傷が増えているのか、その辺りの感覚と、何か思うことがあったら教えていただければと思いました。お願いいたします。

【吉田氏】 レフェリーのジャッジについては、テクノロジーの進化によってカメラ台数が増え、スローの映像がより正確に出せるようになって臨場感のある中継ができるようになった裏側で、微妙なジャッジの部分が視聴者の皆さんに分かりやすく伝えられるような状況が逆に言うと構築されてしまったという現実があります。さらに、今我々の中継のベースがネット配信になっていて振り返りがしやすく、それをスクリーンショットしやす

いという状況で、判定に対するSNSへの書き込みは増加しています。「ジャッジリプレイ」のようなものでできる限り判断基準がこうであったというところを明確にすることで皆さんのストレスを解消させて誹謗中傷を減らそうとなしていますが、時には、誤審を認めるということも起きますので、「やはりそうだったんだ」という、正確なことを言うがゆえに若干火に油を注ぐような状況もあるので、どう対応するのかについてはさらに考えていかなければいけないことだと思います。

あと、先ほど新井が前の質問で回答したことに少し補足しますと、選手やレフェリーの方々が公人なのか、一般人の延長上なのかという解釈が非常に難しい。芸能人の方々やアーティストの方々であれば逆にそれを誇示することが自らのブランディングになることがあります。特にレフェリーの場合はプロ契約の方は一部であって、それ以外は別の仕事をされている一般の方々が週末にレフェリーをしているのが事実であり、名前はさらされて公人的な扱いを受けながらも、実は報酬も含めて一般人のレベルでしかないというところのジレンマを抱えながら、我々は今リーグの運営をしているというのが実情です。

以上です。

**【藤原構成員】**      ありがとうございました。よく分かりました。

**【宍戸主査】**      ありがとうございます。

それでは、生貝構成員、コメントがあるということですのでお願いします。

**【生貝構成員】**      ありがとうございました。

全体的なアジェンダに関わる感想、コメントになりますが、今日、複数の方からの御説明の中で、誹謗中傷等の情報を発信する人たちのインセンティブとして広告等の収益というものが有り得るという御指摘があったかと思います。そうしたときに、例えばプラットフォーム自身がそういった収益機会を提供しているサービスの場合にはそういった収益を止める、いわゆるデマネタイゼーションというのも重要なコンテンツモデレーションの一手段になってくるであろう中、そういった点も実態把握の視野には入れていく必要があると思います。そういったマネタイゼーションは、当然ここで言う主なプラットフォームだけではなく、まとめサイト、あるいは知的財産権の分野ですといわゆるフォロー・ザ・マネーという言葉はかなり広く取組としても使われることになっていますが、広告プラットフォーム等を通じたマネタイズといったようなものもどのように視野に入れていくのかといったようなこと、そのことというのが今回の構造全体、そして透明性というものを図っていく上で、もしかすると論点になり得るのかなと感じました。

以上でございます。

**【宍戸主査】**      ありがとうございます。

まだまだ御発言、あるいは御質問されたいこともあろうかと思いますが、予定の時間でございますので、この辺りで意見交換は終了とさせていただければと思います。

まず、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

**【池田消費者行政第二課課長補佐】**      事務局でございます。

本日御議論いただきました検討アジェンダにつきましては、事務局において速やかに公表準備を進めます。

次回会合につきましては、改めて事務局から御案内いたします。

事務局からの連絡は以上です。

**【宍戸主査】**      ありがとうございました。

これにて本日の議事は全て終了となります。ヒアリングに御参加いただきました3名様、音事協様を加えますと4者様に、主査として御礼を申し上げたいと思います。

以上で、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第2回会合を終了とさせていただきます。お忙しい中、御出席いただきありがとうございました。これにて散会といたします。